



左から橋渡教育長、赤羽市スポーツ協会会長、太田市長、松枝議長、高橋市商工会長、中山副市長

● 国スポ・全障スポ開催に向けた一歩 市実行委員会設立発起人会が始動

令和10年度に長野県で開催を予定している第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会。その市実行委員会設立発起人会が10月29日、市役所で行われました。この日は発起人の太田市長をはじめ松枝議長、赤羽市スポーツ協会会長、高橋市商工会長、中山副市長、橋渡教育長が出席。これまでの経過や大会開催に向けたスケジュールなどを確認した後、発起人代表に太田市長が選出されました。

太田市長はいさつで「市民や関係団体等が一丸となり開催準備に取り組み必要がある。皆さまのお力をいただき、実行委員会設立に向けた準備を進めたい」と力を込めました。同大会は、トップアスリートの競技を身近で観戦でき、市民のスポーツへの関心や裾野を広げる機会となることはもちろん、安曇野の魅力を全国に発信する機会にもなります。今後は、競技をスムーズに運営するために組織する実行委員会の設立に向け、会則案の作成、実行委員・役員を選定を進めます。実行委員会は、大会開催・会期が決定する令和7年度中の設立を予定しています。

表敬訪問

全国大会で優秀な成績を収めた皆さんが10月24日、成果報告に市役所を訪問しました。

第51回全日本中学校
陸上競技選手権大会
男子3000m 2位
堀金中学校3年
中澤 侑己さん



第41回全国商業高等学校
英語スピーチコンテスト
スピーチの部 優秀賞
穂高商業高校3年
根元 あゆみさん



教育委員会委員
金子 孝



固定資産評価審査委員会委員
森本 遼

● 教育委員会委員・固定資産評価審査委員会委員の選任

任期満了に伴い教育委員会委員、固定資産評価審査委員会委員が選任されました。

教育委員会委員は、二村美智子さん（平成28年11月9日～令和6年11月8日・2期8年）が退任され、新たに金子孝さんが選任されました。金子さんの任期は令和10年11月8日までの4年間です。

固定資産評価審査委員会委員は、神戸美佳さん（平成21年11月9日～令和

6年11月8日・5期15年）が退任され、新たに森本遼さんが選任されました。

森本さんの任期は令和9年11月8日までの3年間です。

12月2日から 保険証の新規発行は行いません

現在の**保険証は有効期限まで利用**できます



12月2日から現在の保険証は、マイナ保険証（保険証としての利用登録をしたマイナンバーカード）や資格確認書を使った仕組みに変わります。現在お持ちの保険証は有効期限まで利用できますが、新規発行は行いません。

マイナ保険証を持っていない人

保険証の有効期限が切れる前に**資格確認書**が発送されます

12月2日以降、医療機関を受診する時は、**資格確認書**または現在お持ちの保険証（有効期限内のもの）を提示してください。

●**マイナ保険証の利用をご検討ください**（利用には登録申請が必要です）

高額療養費制度で限度額以上の立て替え払いが不要になるなど、より手続きが便利になります。

マイナ保険証を持っている人

資格情報のお知らせが発送されます

医療機関を受診する時は、**マイナ保険証**を提示してください。マイナ保険証での受診が困難な人（高齢者や障がいがある人など）で、資格確認書が必要な人は保険者へ申請してください。

国民健康保険・後期高齢者医療の皆さん

保険証の有効期限が切れる前にマイナ保険証の有無に応じて上記の書類を発送します

国民健康保険証（うぐいす色）や後期高齢者医療保険証（黄色）をお持ちの人は、保険証の有効期限が切れる前に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発送します。

- 有効期限が**令和7年7月31日**の人は**令和7年7月中**に発送します。
- 令和7年7月31日まで、新たに後期高齢者になった人にはマイナ保険証の有無に関わらず「資格確認書」を発送します。
- 12月2日以降、国民健康保険を脱退する時は「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお持ちください。

問マイナンバーカード

（申請・交付・更新など）に関すること

市民課 Tel 71-2489

問国民健康保険に関すること

後期高齢者医療保険に関すること

※社会保険に関することは、加入先の保険者へお問い合わせください。

国保年金課 Tel 71-2029

国保年金課 Tel 71-2475



福祉医療費・自立支援医療の手続きには下記の書類が必要です

手続き	対象者	必要な書類など	問い合わせ
福祉医療費	本人・16歳以上の世帯員	①マイナンバーカード（番号確認のため、16歳以上の世帯員分） ※マイナ保険証の人はマイナポータル画面（保険情報）の写しが必要な場合があります ②資格確認書の写し ③有効期限内の保険証の写し（令和7年12月1日まで） ①～③のいずれかと通帳またはキャッシュカード	福祉課 Tel 71-2253
自立支援医療 ・精神通院 ・更生医療 ・育成医療	本人（保険証の被保険者） 本人（保険証の被扶養者）	④マイナ保険証の人はマイナポータル画面（保険情報）の写し ⑤資格確認書の写し ⑥有効期限内の保険証の写し（令和7年12月1日まで） ④～⑥のいずれかとマイナンバーカード（番号確認のため） ----- マイナンバーカード（番号確認のため） 被扶養者と保険証の被保険者本人の④～⑥のいずれか	障がい者支援課 Tel 71-2251